

# 社会福祉法人日生会 役員報酬基準

## (目的)

第1条 この規定は、社会福祉法人日生会（以下、「当法人」という）定款第8条及び第21条の規定に基づき、理事、監事（以下、「役員」という）及び評議員（以下、役員と評議員とを併せて「役員等」という）の報酬等に関し、必要な事項を定める。

## (報酬の支給)

第2条 役員等には、勤務形態に応じて次のとおり報酬等を支給する。

- (1) 常勤役員については、報酬及び退職慰労金を支給し、賞与は支給しない。
- (2) 非常勤役員等については、報酬を支給し、賞与及び退職慰労金は支給しない。
  - 2 常勤役員に対する退職慰労金は、役員として円満に任期満了、又は辞任により退任した者、及び在任中に死亡した者の遺族に支払う。遺族の範囲及び順位は、職員の退職金規程第8条に定めるところによる。

## (常勤役員の報酬等の算定方法)

第3条 常勤役員に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬は、別表1に定める限度額の範囲で評議員会が役職に応じた一人当たりの上限額を定め、理事については理事会が、監事については評議員会がそれぞれ決定した額
- (2) 退職慰労金は、別表2に定める算式により算出される限度額の範囲で評議員会が上限額を定め、理事については理事会が、監事については評議員会がそれぞれ決定した額

## (非常勤役員等の報酬の算定方法)

第4条 非常勤役員等に対する報酬の額は、別表第3に定める額とする。ただし、定款、又は評議員会によって定められた各年度の総額を超える支給はしない。

## (費用)

第5条 役員等が職務のため出張をしたときは、旅費規程に基づき、旅費(交通費、日当、宿泊料)を支給する。

## (当法人職員給与との併給)

第6条 当法人職員を兼務する役員のうち、職務の一部に関し職員給与を支給することとした者に対しては、職員の賃金規程に定める当該職務にかかる職員給与に加えて役員報酬等を支給する。

## (報酬等の支給方法)

第7条 常勤役員に対する報酬等の支給日は、次の各号による報酬等の区分に応じて定める時期とする。

- (1) 報酬は、毎月15日に支給する。ただし、その日が休日に当たるときは職員の賃金規程第22条に準じた日とする。
- (2) 退職慰労金は、任期の満了、辞任又は死亡により退職した後3か月以内に支給する。
  - 2 非常勤役員等に対する報酬は、会議への出席など業務を行った都度、支給する。
  - 3 報酬等は、現金により支給する。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。
  - 4 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があったときには、立替金、積立金等を控除して支給する。

(報酬の日割り計算)

- 第8条 新たに常勤役員に就任した者には、その日から報酬を支給する。
- 2 常勤役員が退任し、又は解任された場合には、その日までの報酬を支給する。
  - 3 月の中途における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。
  - 4 本条第2項の規定にかかわらず、常勤役員が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

(端数の処理)

- 第9条 この規定により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、次のとおり端数処理を行う。
- (1) 50銭未満の端数については、これを切り捨てる。
  - (2) 50銭以上1円未満の端数については、これを1円に切り上げる。

(公表)

- 第10条 当法人は、この規定をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

- 第11条 この規定の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

- 第12条 この規定の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附則 この規定は、評議員会で役員報酬基準が承認された日から施行する。

平成29年6月19日

